

長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会規約

(設置)

第1条 国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」という。）が計画を進めている高度安全実験（B S L－4）施設を中核とする感染症研究拠点整備に関する検討を行うにあたり、検討状況に関する情報の地域住民への提供を行うとともに、地域住民の安全・安心の確保等について協議するため、長崎県、長崎市及び長崎大学が設置する感染症研究拠点整備に関する連絡協議会（以下「三者連絡協議会」という。）に、長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会（以下「地域連絡協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 地域連絡協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 坂本地区連合自治会長、高尾地区連合自治会長及び山里地区連合自治会長
 - (2) 江平自治会長、坂本町道上自治会長、平野町山里自治会長、平和町自治会長、本尾町自治会長及び山里中央自治会長
 - (3) 地域住民 若干名
 - (4) 学識経験者 若干名
 - (5) 長崎県職員 若干名
 - (6) 長崎市職員 若干名
 - (7) 長崎大学長が指名する長崎大学学長特別補佐又は副学長
 - (8) 長崎大学熱帯医学研究所長
 - (9) 公募により選定された者 若干名
 - (10) その他三者連絡協議会が必要と認めた者
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、三者連絡協議会の議長が委嘱する。
- 5 地域連絡協議会に議長を置き、第1項第7号の委員をもって充てる。
- 6 議長は、地域連絡協議会を招集し、議事を運営する。
- 7 地域連絡協議会に副議長を置き、副議長は議長の指名する委員を充てる。
- 8 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(協議事項)

第3条 地域連絡協議会は、長崎大学における感染症研究拠点整備に関し、次の各号に掲げる事項を協議し、必要に応じ三者連絡協議会に協議内容を報告する。

- (1) 長崎大学による感染症研究拠点整備に関する安全・安心の確保に関すること
- (2) 地域住民に対する感染症に関する情報提供のあり方に関すること
- (3) その他地域連絡協議会が必要と認めた事項

(議事及び運営)

第4条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 この規約に定めるもののほか、地域連絡協議会の議事及び運営について必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第5条 地域連絡協議会の庶務は、長崎県及び長崎市の協力を得て、長崎大学において処理する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規約に基づき最初に委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。